◇**玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二五九号）（財務省）

1　平成二三年八月三一日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を一年延長することとした。（第一条及び第二条関係）

2　報復関税に係る税率を変更することとした。（別表関係）

3　この政令は、平成二三年九月一日から施行することとした。

◇**有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第二六〇号）（農林水産省）

1　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第九七号）の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第九十六号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条第一項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条に次の三項を加える。

3　警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。附則第五十五条の二第一項において同じ。）が市町村長に対して行つた附則第五十五条の二第一項第一号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十二条の見出しを「（東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等）」に改め、同条第一項中「附則第五十四条」を「附則第五十四条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一　警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの

二　警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車　当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止し又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車　当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三　警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車　当該警戒区域設定指示が解除された日から二月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

3　道府県は、警戒区域設定指示区域内の第百十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の